

地域サロン活動支援事業補助金 ～地域でのサロン活動を支援します～

地域を拠点として、地域住民が主体的に仲間づくりや支え合いなどの活動を行う団体(地域サロン)へ補助金を交付します。

問/地域福祉課 ☎525-3760

■対象者

地域サロン活動を申請月から令和4年3月31日までに2回以上行うおおむね10人以上の団体

■補助金の内容・補助額/左表参照

■申請方法

地域福祉課に備え付けの所定の申請書、実施計画書、収支予算書に必要事項を記入の上、地域福祉課の窓口で

※申請書などは市ホームページからも取得可。

■申請期限

令和3年12月1日(水)まで

※予算額に到達次第、締め切りとなります。

補助金の内容	立ち上げ支援	広域住民受け入れ支援	会場使用料・家賃支援
	地域サロン立ち上げのための補助	居住する地域のみならず、近隣の住民も受け入れて、活動に参加する地域サロンへの補助	地域サロン活動を行うための使用料および家賃の補助
	初年度のみ	連続して3年度まで(毎年度申請が必要)	
補助額	対象事業1回当たり5千円(初回1万円)を補助(上限3万円) ※補助金は事業終了後に支給します。		【会場使用料】実費分を補助(上限月額2千円) 【家賃】月額賃料の2分の1を補助(上限月額1万5千円)

▲補助金の内容・補助額

悪質電話防止機能付き電話機などの購入費を助成します

電話でのなりすまし詐欺や、悪質な電話勧誘などの被害に遭いやすい65歳以上の世帯の方を対象に、被害を未然に防ぐ機能付き電話機などの購入費用の一部を助成します。

■申し込み・問/消費生活センター(本町2-6 ウイズ・もとまち2階) ☎525-3774

■対象者/次の全てに該当する方

- 1 本市に住居登録がある方
 - 2 65歳以上の方、またはその世帯員の方
 - 3 市税などの滞納がない方
 - 4 悪質電話撃退装置の貸与を受けていない方
- 対象機器/次のいずれかの機能を有する固定電話機または固定電話機に外部接続可能な機器
- ① 呼び出し前に警告メッセージを流した後、自動で通話内容を録音するもの
 - ② 詐欺、悪質電話の着信を自動判別し、着信を拒否または着信ランプなどで警告表示するもの

■助成金額

消費税を含む購入金額の2分の1の額(上限5千円)

■助成件数

100件程度(申込者多数の場合抽選となります)

■申込期間

5月10～31日

■申し込み方法

電話か①住所②氏名③年齢④電話番号・ファクス番号を明記の上ファクスで



5月は消費者月間です!

「消費」を考えることは、人や社会、環境の未来を考えることです。日々のくらしを見直し、より良い消費を心掛けましょう。

問/消費生活センター ☎525-3774

■出前講座に伺います

無料

振り込め詐欺対策や暮らしに役立つ情報などを、消費生活センター職員がお話に伺います。外部講師の落語による講座もありますのでお気軽にお問い合わせください(落語は先着8団体まで)。

■対象/町内会などの地域の団体やサークル、PTA、学校の授業など(参加人数は問いません)

■申し込み方法/開催日の1カ月前までに電話で



▲過去の出前講座の様子

消費生活学習用ビデオ・DVDを貸し出しています

無料

消費生活上のトラブルを学ぶビデオ・DVD教材などを貸し出しています。皆さんの学習にご利用ください。

■利用手順

- 借用予定日の1週間前までに電話で予約
- ※日時の調整をする場合があります。
- ※申請書、ビデオ、DVDリストは、市ホームページをご覧ください。
- ※複製や営利を目的とする利用はできません。
- ※詳しくはお問い合わせください。

軽自動車税(種別割)を減免します

令和3年度軽自動車税(種別割)の減免手続きの受け付けを開始します。なお、新型コロナウイルス感染症のまん延防止のため、昨年度同様に郵送での申請も受け付けます。

問/市民税課 ☎525-3713

■身体障がい者手帳などをお持ちの方が所有の軽自動車

障がいの種類、等級により減免できる場合があります。ただし普通自動車を含め1人1台 ※18歳未満や知的障がい者、精神障がい者の場合は、生計同一の方の所有を含む。

■申請期間/5月10～31日

■身体に障がいのある方が利用しやすいよう改造した軽自動車

身体に障がいがある方が利用するためであることが明確なものについて減免します。 ※令和3年度より、8ナンバー以外の軽自動車も受け付けます。

■申請期間/5月10～24日

■社会福祉法人などが所有する軽自動車

社会福祉法人、公益社団法人、認定特定非営利活動法人などが所有し、専らその業務に使用するものに対して減免します。

■申請期間/5月10～24日

※申請に必要な書類など、詳しくは市ホームページをご覧ください。お問い合わせください。



食品等関連事業者の皆さまへ 6月1日から食品衛生法が変わります

食品衛生法が改正され、令和3年6月1日から事業者の方々に関連する内容が大きく変わります。詳しくは市ホームページをご確認ください。

問/保健所衛生課 ☎597-6358

■変更の主なポイント

- 1 「営業許可業種」が32業種に再編されます。漬物の製造、そうざい半製品の製造、水産製品の製造など、これまで許可不要だった一部の業態に、営業許可が必要となります。
- 2 「営業届出制度」が新たに始まります。許可営業または届出対象外営業に該当しない営業(食品の販売や加工業など)は、保健所に営業届出の提出が必要になります。
- 3 営業・届出施設には、「HACCP(ハザップ)」に沿った衛生管理」と「食品衛生責任者の設置」が必須となります。

オンライン上で、営業許可申請や営業届出などが可能になります

厚生労働省の「食品衛生申請等システム」により、オンライン上で申請などの手続きが可能になります(ただし手数料は窓口納付)。なお、申請手続きは6月1日から利用となりますが、現在営業中の営業届出は、すでに利用できます。ご利用の際は、まずは簡易版の利用方法をご確認の上、アクセスしてください。



▲食品衛生申請等システム ▲利用方法(簡易版)

蚊による感染症に注意

普段の生活の周りには、蚊が発生しやすい環境が多くあります。マスクや消毒では防ぐことができないため、デング熱など蚊を媒介して感染する疾患に注意しましょう。

問/蚊の発生予防について:保健所衛生課

☎597-6319

感染症について:保健所保健予防課

☎572-3152

■デング熱に感染するとどうなる?

発熱や関節の痛み、発疹が出るといった症状が一週間ほど続くことがあります。また、稀にデング出血熱と呼ばれる状態になると、血便など出血症状を伴い、死亡することもあります。

■感染症にならないために

△蚊を発生させない
感染症を媒介するヒトスジシマカは、魚がいないような小さな水たまりに産卵するため、そうした場所を作らないことが重要です。屋外の植木鉢の受け皿・じょうろ・おもちゃ・飼育ケース・ブルーシート・古タイヤなどに注意しましょう。流れのない雨水ますやつまりのある側溝などを清掃したり、風通しの悪いやぶ、草むらの草刈りをしましょう。

△蚊に刺されない

蚊が多くいる場所で活動する場合は、なるべく肌を露出しないような服を着て、虫よけ剤を使用しましょう。



特に不特定多数の人が参加する日中の野外活動や屋外イベントなどでは、複数の人がヒトスジシマカに刺されるリスクが高まるため、事前に対策をしましょう。